

鳥取市立地区公民館 新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

令和4年7月1日改訂版

鳥取市教育委員会 生涯学習・スポーツ課

鳥取市市民生活部 協働推進課

目次

1	はじめに	・・・P.1
2	感染防止のための基本的な考え方	・・・P.1
3	利用者がとるべき具体的な対策	・・・P.1
4	特に集団感染防止に注意が必要な活動について	・・・P.3
5	利用代表者へのお願い事項	・・・P.4
6	鳥取市コロナシグナルについて	・・・P.4
7	発熱等の症状がみられた場合のご相談について	・・・P.5
8	新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について	・・・P.6
	地区公民館を利用するためのチェックリスト	・・・P.8

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の収束までは、感染の広がりを抑えながら、社会経済活動を推進していくことが求められています。

これは、本市の地区公民館から患者クラスター（集団）を発生させないことはもとより、感染予防対策と、公民館活動等の継続・拡大のバランスを図るため「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和4年6月9日付一部改訂 公益社団法人全国公民館連合会）に基づき、実施すべき基本的なことを整理したものです。

地区公民館を利用する全ての登録グループ・貸館利用グループの活動に際しては、本ガイドラインに基づく対応をお願いします。

2 感染防止のための基本的な考え方

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、下記の「三つの密」が重ならないような対策を行い、ご自身への感染を回避することはもとより、他人に感染させないようにガイドラインの対策を徹底してください。

(1) 「三つの密」の回避をお願いします

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間）
- ②密集場所（多くの人が密集している場所）
- ③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場面）

(2) 「5つの場面」に相当する行動について重点的な感染防止をお願いします

- ①飲酒を伴う懇親会等
- ②大人数や長時間に及ぶ飲食
- ③マスクなしでの会話
- ④狭い空間での事業の実施
- ⑤居場所の切り替わり

3 利用者がとるべき具体的な対策（お願い事項）

(1) 体調の確認

- ①公民館に来られる前に検温をして、体調を確認してください。
- ②次の場合は、来館をご遠慮ください。
 - ・平熱+1度以上の発熱があった場合
 - ・息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、咳・咽頭痛、味覚及び嗅覚などの症状がある場合
 - ・家族など同居される方に新型コロナウイルス感染症感染の可能性のある場合
- ③来館時、玄関等で検温を行い、体調の最終確認をしてください。

(2) 正しいマスクの着用

- ・ウイルスの拡散を防ぐためにはマスクを正しく着用することが求められます。効果を得るには、鼻と口を確実に覆い、隙間ができないようにすることが重要です。着用には適切なマスクを使用し、品質の確かなもの（できれば不織布マスク）を選んでください。
- ・マスクを着用していても、「大声は出さない」「近距離での会話は避ける」「会話を短くする」ことが重要です。また、咳エチケットを徹底してください。
- ・屋内で対人距離が確保でき（最低1 m）、かつ会話をほとんど行わない場合、屋外で近距離での会話が行われない場合には、必ずしもマスクの着用を要しません。特に熱中症の危険が想定される場合は注意してください。
（ただし、高齢者との面会時など相手にリスクを伴う場合はマスク着用を推奨）

(3) 手洗い・手指の消毒の徹底

- ・手指等の消毒液等は各自でも持参し、こまめな衛生管理をお願いします。

(4) 換気の徹底（密閉しない）

- ・30分に1回以上、5分間程度のこまめな換気を行ってください。
- ・換気は、可能であれば、2方向の窓（5～10 cm程度）を同時に開ける。窓が1つの場合は入口ドアを開ける。または、換気扇を回すなどの換気を行ってください。
- ・エアコン等空調はつけたままで換気を行ってください。（消したり、つけたりすることで逆に電力を消費するため）

(5) 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集しない）

- ・部屋の使用にあたっては、人と人との接触がない程度の間隔を空けて利用できる人数で使用してください。対人距離は最低1 m（できるだけ2 mを目安に）とします。
（家族等の日頃から生活を共にする集団においては、乳幼児等をだっこするなど例外）
- ・マスク着用で会話を含めた発声が十分に抑制され、十分な換気が実施されている場合は対人距離を柔軟に取り扱うこととします。

(6) 室内で近距離での会話や身体的接触を避ける（密接しない）

- ・会話や発声等が必要な場面でも飛沫予防のため、マスクを着用してください。
- ・直接手と手の接触を伴うことや身体的接触のある活動は、密の回避、換気等の対策を講じた上で行ってください。

(7) 多数の人が集まる室内で、近距離での会話、大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことには注意が必要です

- ・マスクの着用、密の回避、換気等の十分な対策を講じてください。
- ・公民館内等に限らず、移動の車内等でも同様としてください。

(8) 利用後の換気の徹底

- ・利用後も、部屋の整理・整頓とともに換気を行ってください。
- ・備品を使用したときは、公民館や主催者の指示に従い、使用者が消毒を行ってください。

(9) 上記以外の感染防止対策や衛生管理を徹底していても感染のリスクがあることをご理解のうえ、各自で充分留意してください。

(10) 上記のほか、各地区公民館が感染予防のために独自に定めるルールに従ってください。

4 特に集団感染防止に注意が必要な活動について

下記の活動については、飛沫感染や接触感染に対する危険が大きいため、実施の判断を慎重に行うとともに、実施する場合は感染防止対策を特に厳守してください。

また、各活動の全国協会などのガイドラインを参考にしてください。

特に集団感染防止に注意が必要な活動

(1) 室内で大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなる室内運動や行為

例・管楽器、オカリナ、尺八など強く息を吹く楽器を使用する活動

- ・合唱、カラオケ、詩吟、民謡、謡曲
- ・踊り、ダンス
- ・体操、運動（健康づくりでの軽い運動を除く。）

(2) 調理、飲食を伴う活動

(3) 特に活動上、密接が想定される活動

例・身体的接触を伴うダンスや運動など

※合唱については、「一般社団法人全日本合唱連盟」が公表するガイドライン遵守とされています。

具体的な対策に加え、以下の配慮も行ってください。

(1) 大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなる室内運動への配慮

- ・人と人の距離をできるだけ1m以上とり、対面の活動とならないよう配慮してください。
- ・感染防止のための基本的な考え方「密閉」「密集」「密接」を全て回避してください。
- ・芸術、スポーツについては、文化庁やスポーツ庁の指針などを参考に感染予防策を講じてください。

(2) 調理する場合の配慮

- ・調理室が混雑しないよう人数制限を行ってください。（ロビー、更衣する場合も含む）
- ・体調管理、換気、マスクの着用及び手指消毒を徹底してください。
- ・調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底してください。

(3) 飲食の場合の配慮

- ・ 飲食を行う場合は、感染防止策を考慮した「飲食可能エリア」を設定してください。
- ・ 過密にならないように、利用時間をずらすなどの工夫をしてください。
- ・ 食事中以外はマスク着用をお願いします。
- ・ 料理は大皿を避け、個々に提供してください。盛り合わせ料理などは、取り分けた状態で提供するなどの工夫をしてください。
- ・ スプーン、箸、食器の共用、使い回しは避けてください。
- ・ 水分補給等の軽微なものはこの限りではありません。

5 利用代表者へのお願い事項

- (1) グループ、団体の代表者は、以下の事項のとりまとめをお願いします。
 - ① 参加者全員の氏名、連絡先を把握してください。(参加者名簿等は2週間保管)
地区公民館職員や利用者が感染した場合や施設が感染経路となった場合など、お問い合わせをする場合がありますのでご協力ください。
 - ② 参加者の利用当日の体調を確認してください。
発熱、風邪の症状はないか(咳、のどの痛み)、倦怠感はないか、臭覚・味覚の異常はないかなど。
- (2) 人と人が接触しない間隔がとれる人数となるよう、参加人数を分けたり減らしたりするなど、分散に努めてください。
- (3) 団体、グループ内において、このガイドラインの周知および徹底をお願いします。
- (4) 利用にあたっては、チェックリスト(P.8)を活用して確認してください。

6 鳥取市コロナシグナルについて

新規陽性患者の発生を市民の皆さんや関係者の皆さんと共有し、新型コロナウイルス感染症の効果的な感染防止、感染拡大防止に努めます。

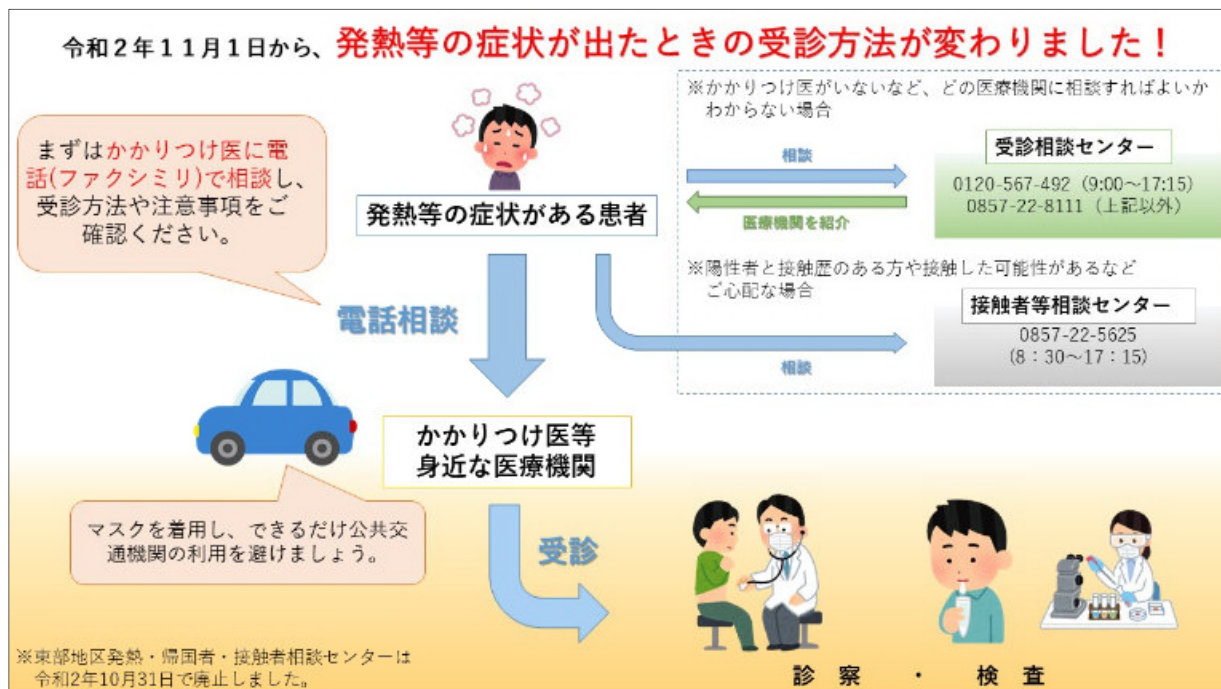
シグナル	オフ(OFF)	オン(ON)
東部で新規陽性患者	なし	あり
市有施設	感染者が発症2日前以降に使用した施設は施設内の消毒が完了するまで休館とする。再開に当っては施設職員のうち濃厚接触者の陰性が確認され、感染のおそれのない運営環境を要件とする。	

※1 東部で新規陽性患者が確認された日の次の日から1週間新たに陽性患者が確認されない場合オフ(OFF)にする。

※2 シグナルの変更については、陽性患者の確認状況、行動歴などにより対応を変更する場合がある。

7 発熱等の症状がみられた場合のご相談について

発熱等の風邪症状がみられたときは、まずはかかりつけ医等の身近な医療機関に電話(ファクシミリ)で相談し、受診方法や注意事項をご確認ください。



各相談窓口

◆かかりつけ医がないなど、どの医療機関に相談すればよいかわからない場合

受診相談センター

電話：0120-567-492 (9:00~17:15)

0857-22-8111 (上記以外)

◆陽性者と接触歴のある方や接触した可能性があるなど、ご心配の場合

接触者等相談センター

電話：0857-22-5625 (8:30~17:15)

◆新型コロナウイルス感染症に関する全般的な相談窓口

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課感染症・新型インフルエンザ対策室

電話：0857-26-7153 (受付時間：午前8時30分~午後5時15分 (土日祝日を除く))

ファクシミリ：0857-26-8143 (受付時間：電話相談と同じ)

厚生労働省電話相談窓口

電話：0120-565653 (フリーダイヤル) (受付時間：午前9時~午後9時 (土日・祝日も))

8 新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

(鳥取市ウェブサイト 2022年6月17日現在掲載内容の抜粋)

新型コロナウイルス感染症について、感染された方や関係者に、心無い言動や誹謗中傷、いじめなどの行為は、絶対にしないようにしましょう。

陽性者を特定するような詮索や、学校などの関係先や立ち寄り先等に対する誹謗中傷、不確かな情報・誤った情報の発信・拡散などの行為はやめてください。地域全体で感染者等を守り皆で温かい社会をつくりましょう。

(1) ワクチンハラスメントはやめましょう

新型コロナウイルスのワクチン接種は、ご本人の意思に基づき、受けるか受けないかを判断していただくものであり、強制するものではありません。身体的な理由やさまざまな事情により接種することができない方、接種を望まない方もいらっしゃいます。正しい知識と情報を得て、周りの人にワクチン接種を強制しないようお願いいたします。また、学校や職場、地域において、接種していない人へ、差別・偏見・いじめにつながる行為、誹謗中傷などは絶対に行わないでください。「誰か」のことではなく、「自分」のこととして考えてみるのが大切です。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関連する差別的取扱いの防止について

新型コロナウイルス感染症の対策を推進するため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が令和3年2月3日に成立し2月13日に施行され、感染者や医療従事者の方、これらのご家族の皆さんへの差別的取扱いを防止するための規定が設けられました。本市においても、国・県と連携しながら新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見を解消するための取組を進めてまいります。市民の皆様も、この法律の趣旨をご理解のうえ、冷静な対応に努めていただくようお願いいたします。

(3) 一人ひとりが思いやりの心を

新型コロナウイルス感染症は誰もが感染しうる病気です。不確かな情報に惑わされず、新型コロナウイルスに関する正しい情報に基づいた正しい理解を持ち、冷静に行動していただきますよう改めてお願いいたします。

私たち一人ひとりが互いを思いやるころ・気持ちを持ち、互いを支えあって生活することが大切です。

市民の皆様お一人おひとりの、思いやりのある冷静な行動を引き続きお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症予防 地区公民館を利用するためのチェックリスト

*各団体、グループの代表者の方を中心に、自己チェックをお願いします。
提出していただく必要はありません。

利用日		
年	月	日

【参加者の体調確認】 *チェックがつく項目が1つでもある方の参加は遠慮してもらってください。

No.	チェック	チェック項目
1		体温が、平熱+1度以上ある（あくまで目安です）
2		風邪症状（咳・のどの痛み）がある
3		息苦しさ（呼吸困難）の症状がある
4		強いだるさ（倦怠感）がある
5		家族など同居される方に新型コロナウイルス感染症の可能性がある

【利用前】 *すべてにチェックがつくようにお願いします。

No.	チェック	チェック項目
1		参加者の氏名、連絡先を把握している（2週間は保存してください）
2		マスクを正しく着用している（品質の確かな、できれば不織布）
3		手指の消毒または手洗いを行った
4		密閉にならないようこまめに換気する（30分に1回以上、2方向、5分程度）
5		人と人が接触しない人数での利用になっている（大声の発声等がある活動は収容人数の50%以内）
6		密集しないように人との距離をとっている（大声の発声等がある活動は最低1m）
7		密接しないよう、近距離での会話、身体的接触は避けている
8		<u>密閉した空間</u> での、近距離での会話、大きな声や歌うこと、呼気が激しくなるような運動は行わない

【利用後】 *すべてにチェックがつくようにお願いします。

No.	チェック	チェック項目
1		部屋の整理・整頓を行った
2		利用した備品の消毒を行った
3		換気を行った（次の方が気持ちよく利用できるように）

*上記のほか、各地区公民館が感染予防のために独自に定めるルールに従ってください。